時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ通信スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（府内）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿れ付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

激變を恐る可し

一國の治安は人心をして倦ましめざるに外ならず人心既に倦むときは如何なる手段を施すも其效を奏せずして國事は益々困難に陷らざるを得ず而して人心をして倦ましめざると然らざるとは一に政府の政略如何に在るみとなれども明治政府年來の有樣を見れば内の情實に忙はしくして外の政略を講ずるに遑あらず種々樣々に心を勞して獨り自から苦ひのみならず今日に至りては一般の人心も多少倦厭の兆あきに非ず容易ならざる時節と云ふ可し昨年來は國會も開けたるが故に内の情實論の外に議會の向背に就ても憂慮を催ほし過般の改撰には案外に政黨外の當撰者多かりしとて之を糾合して反對の黨派に當らしめんなど内外の計畫に多忙なるよしなれども其政略に定まる所なきに於ては折角の計畫も無益に歸せざるを得ず抑も憲法の制定、國會の開設は國家千年の大計にして今日は正に是れ其第一歩の時節なれば此時節に當り萬般の運動を圓滑にして永久の良習慣を作り成さんとするは小兒の養育を慎むの必要に異ならずいよ〳〵大切なる小兒にして一家の興廢も此兒の發生如何に係るとの道理を知るからには家人一同手を揃へて其養育に力を盡す其中にも何は兎もあれ其病を豫防せざる可らず即ち政府にて云へば何事を後にしても目下の治安を謀るみと最第一の急なる可し畫し人心倦むときは則ち變を思ふの常にして既に其極度に達すれば如何なる手段も力れよばずして果ては激變を見るの外なければなり而して更に一歩を進めて考ふれば此患たる單に民心の變のみに非ずして政府部内に於て却て甚だしきものあるやも亦計る可らず今の政局を見るに第一流の老政客は何れも表面の責任を逃れて所謂黒幕の蔭に身を隠し第二流のものをして局に當らしむる其内情を如何と云へば彼の老政客の輩と雖も目下の難局を憚りて猶り身を深ふするの意に非ざるは勿論内實は種々に心配して寒心の餘り時としては助言忠告をも爲し世間の浮名を辭せざる程の次第にして敢て政治の念を絶ちたるに非ず又其身に負擔する德義上の責を輕くせんとするものに非ざれども政府の内部には例の情實盛にして百事意の如くならざるが故に寧ろ外に居て盡力するに如かずとの意味に外ならざる可し年來政治の局に當り然かも名望拔群に乏しからざる老輩にして情實の爲めに不如意なるみと果して斯くの如くなれば第二流の當局者に至りては益々困難ならざるを得ず如何となれば其情實なるものは元來老政客の間に於ける關係事情にみそれば其情實の本人等が外に居て種々の樂動を演ずるときは當局者に取りては更に情實の重味を加へたるに同じければなり而して其成行を如何と云ふに今の當局者も亦一個の政治家なれば既に局に當りたる以上には其困難は敢て辭する所に非ざる可しと雖も内に顧みれば情實は益々重さを加ふるのみにして云々の意見はありながらも前後左右に支へられて事を斷ずるみと能はず不平無聊遣る方なき其上に外を眺ひれば一般の人心は次第に倦厭の情を催はして或は變を思ふものさへもなきに非ず内外の困難一時に至れば當局者も亦躊躇せざるを得ず尋常の成行なれば即ち自から退て他に讓るの場合あれども凡を智窮して斷に出づるは人情の常にして愈々事情切迫の極度に至れば或は一時の權に出て果斷政略を見るに至るやも亦政治家ありて斷行するときは立憲の政風に撞着せずして自から案外の妙もある可しと雖も唯一時の窮策より之を行ふとありては或は武斷政治に陷りて其結果恐る可きものある可し我輩の患ふる所あり左れば今日の儘にて其成行に任するときは政府の情實は益々重きを加へ一般の人心は次第に倦厭の情を催はして如何なる始末に立至るやも知る可らず故に我輩は目下の治安の爲めに謀れば第一流の老政客が大に奮發し一切の責任を引受けて面表の局に立ち從來の情實を一掃して政略を定むるの外に策なかる可しと雖も更に其效頗りに忠告したるみと一にして足らざれども更に其效あきを見れば或は其人々は實際政治に斷念しながらも只從來の緣故自から絶つに忍びずして懸々去るみと能はざるものなるやも知る可らず若しも然らば親切に似て却て親切ならず今日の急務は表面にも當局者の樂動を自由にして兎にも角にも政略を一定せしめ以て事情の切迫を豫防するに在るのみ最早や躊躇す可きの時に非ず我輩が重複を厭はずして忠言を屢はするは事の最も急なるものなればなり

官報

陸外務省留學生任用ノ件ヲ戴可シ拔ニ之ヲ公布セシム

御名御璽
明治二十五年三月二十三日
内閣總理大臣伯爵松方正義
外務大臣子爵榎本武揚

勅令第三十一號
第一條　外務省留學生ニシテ白耳義國大學校ニ於テ外交學科ヲ修ム外交官領事官補ヲ經テ外務省試補ヲ命シ外務書記官ノ職外務省高等官及ヒ外交官ニ任用スルコトヲ得
第二條　前條ニ依リ任用セラルル外務省高等官及ヒ外交官ハ高等試驗ヲ經ルニ非サレハ其他ノ高等官ニ轉任スルコトヲ得ス

○逓信省令第七號
二十三年七月省令第十五號播津國大坂及長門國赤間關郵便爲替貯金管理支所受持區域中左ノ通改正シ來ル四月一日ヨリ施行ス
明治二十五年三月二十四日
逓信大臣伯爵後藤象二郎
大坂郵便爲替貯金管理支所受持區域中唐物駅唐物根駅ヲ除キ更ニ石川駅
赤間關郵便爲替貯金管理支所受持區域中唐物駅唐物根駅ヲ加フ
○逓信省告示第七十二號
電信條例第四十三條第四十四條ニ依リ電報ノ尊問又ハ改正ヲ請求スルトキハ之ヲ至急報ニナスト否トヲ問ハス來ル四月一日ヨリ各郵便電信局電信局ニ於テ書夜ノ別ナク其請求ニ應ス
明治二十五年三月二十四日
逓信大臣伯爵後藤象二郎

逓信省告示第七十二號參照
第八條第四條電信條例（明治十八年五月七日）抄錄
第四十三條　受信人電報ノ字句ニ疑惑アリテ尊問ヲ要スルトキハ其電報ヲ受取リタル時ヨリ二十四時以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得但其料金ヲ領納ス
電信局ニ於テハ其請求ニ應シ電報ヲ校正シ逓信上ニ誤謬ナキトキハ領納ノ料金ヲ收入シ若シ誤謬アルトキハ之ヲ還付スヘシ
第四十四條　發信人電報ノ字句ニ改正ヲ要スルトキハ其電報ヲ依托シタル時ヨリ七十二時以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得但發信人タルノ別ヲ詳出スヘシ

○逓信省告示第七十三號
左ノ郵便電信局ニ於テ來四月一日ヨリ歐文電報及歐字又ハ亞剌比亞數字ヲ記入シタル和文電報ノ取扱ヲ開始ス
明治二十五年三月二十四日
逓信大臣伯爵後藤象二郎
參城國白石郵便電信局
羽前國新庄郵便電信局
陸前國古川郵便電信局

雜報

○朝鮮京城通信（三月十一日發）
露國書記官の交代　數年來當地に在任せし露國公使館書記官グロチエッキー氏は任期滿ちたるに付き近便にて歸國する筈なるが其後任には是迄清國北京に在勤せし書記官カーバーグ氏にして既に着任したり
袁世凱氏來着の期　清國袁世凱氏の來任に就ては種々の風評ありて一時は氏は最早歸任せざるべしとの噂もありしが今聞く處によれば同氏は多分三月中に來任すべしと云ふ
各親軍營使幷に隊官兵丁調　現今の調査によれば各親軍の組織は左の如し
壯營大將韓圭高　兵房沈貫澤　正領官洪在義外三名
參領官宋秉畯外五名　隊官十三名　兵丁十三噸（每噸百四十名）
統營使閔泳駿　兵房李鍾觀　領官未詳　隊官十六名
兵丁十五噸
經理使閔泳駿　兵房李奎顔　正領官金東韻外二名
參領官具鍾書外二名　隊官六名　兵丁六噸
三營の兵丁數四千七百七十二名の外に今回新設の扈衛營ありて同營使には領敎寧、金炳始、此程任命せられ軍官八十名を撰拔し回旋砲六門を備へたれども兵丁の募集は財政上の都合により一時見合せとなりたる由なり
回旋砲操練　來國に注文せし回旋砲八門の内二門は先に到着し今又六門は仁川迄着したるにより統壯營兵數十名は右受取りの爲めに仁川に向て出發したる由
世子宮の誕辰　去る韓曆二月八日は世子宮の誕辰なりしを以て例の如く各國公使の參内謁見を許し且つ貧民に米錢を恵恤したりと云ふ
高永根氏の失望　當時有名なる高永根氏は義に関泳翊氏の僕人なりしが甲申の功によりて忽ち富貴の身となり大小の職用皆同氏に任し來りしが近來貪慾極りなきより遂に其筋の嫌ひを失ふに至りたりと同氏は粗惡錢造及び賣買に就て非常なる利潤を得たりと云ふ
綿綿幸行の期　インフリユエンザの流行の爲め一時延期となりし揚州なる綿綿（の行幸は來る韓曆三月三日と決定せし旨發布したり
軍艦　八重山は釜山より濟州嶋を經て此程仁川に着したる由なるが高雄艦は未だ到着の報なしと云ふ
大雪と氷解　本年當地は七八年來なき大雪にて去る七日は終日終夜降り續け一面の銀世界と變りたり之に引換へ漢口の結氷は漸々解けて京

問又ハ改正ヲ請求スルトキハ之ヲ至急報ニナスト否トヲ問ハス來ル四月一日ヨリ各郵便電信局電信局ニ於テ書夜ノ別ナク其請求ニ應ス
明治二十五年三月二十四日
逓信大臣伯爵後藤象二郎

○加藤亮氏死去　日本郵船會社氏は此程より病氣の處、養生叶はず氏は曾て慶應義塾に在り卒業の聞えありて人々後來に望みを嘱の聞えありて人々後來に望みして夭折す氏の知人は惜まざるなし

○石狩十勝兩國間の國道開鑿　石狩國上川郡の原野を横貫し室に達する中央國道の開鑿に着きに在る由なるが尚ほ來る二十定に基き愈々石狩國上川郡よりントクに通ずる國道を開鑿する空知郡の山間に餅在せる上中下等の大原野（三千五百三十一萬るものあれば之が爲めに獨り士のみならず前記の原野も自ら開利澤の及ぶ所も最も廣大なるべ

○電話器の利用　此頃英國に於て前知するの法を發明したるを前知するの法を發明したるの鐵板を八メートルの距離に置ひたる銅線を以て聯絡せしめ他し置く仕掛けにして若し遠方にも十二時間前に聽音器に感じての次第に近くに聽ひ響き益々烈の恩ひありて充分に之を豫知す伴ふ落雷は勿論一閃の電光ある如き音ありと云ふ

○純金の騰貴　昨今外國爲替相底止する所を知らざるの有樣に騰貴を呈し昨年暮の相場に比較上げたり即ち純金一匁に付三圓三十錢乃至三十五錢迄となりたに上進の氣配なりと云ふ

○石川縣下の麥作　は播種以來しを以て其成育頗ふる宜しく此層の豐作なるべしと云ふ農家は一より事氣大に加はりて降雪五寸障害を免かれざるべしと云ふ

○元は三千石の旗本　去る二十六位にして身形りも相應なる商切り今や押入らんとする所を二十三番地の或る常盤津師匠の蹈九時より開場狂言は対面三前大切阿古屋琴責なり此の大板機とやらんに全盛を極めたる高橋家今業と昔の唱名其儘にて十軒なりし冒逐一自白したるされたりと

○三崎座の開場　神田區三崎

換へ

明治廿五年三月廿五日印刷
明治廿五年三月廿五日發行
東京市麻布區龍土町二番地
發行人　中村孝太郎
印刷人　中村孝太郎
東京市麻布區龍土町二番地
印刷所　時事新報社